

福岡県地域防災計画等の改定の概要

(1) 「福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）、（地震・津波対策編）」 共通事項

○ 「自らの命は自らが守る」意識の徹底

県や市町村などは、住民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることや早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

○ 行政・NPO・ボランティアの三者連携による情報共有会議の整備

市町村は、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携し、平常時の登録や災害時におけるボランティア活動の受け入れを行う体制などの意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を研修や訓練を通じて推進するものとする。

○ 企業の防災対策の推進

県及び市町村は、関係機関と緊密に連携し、企業等の事業継続計画（BCP）の策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）の構築支援に努める。

○ ため池の安全対策

市町村等は、地震による破損等で決壊した場合に、人的被害を与える恐れがあるため池について、影響度が大きいものからハザードマップの作成・周知、耐震化や補強対策、統廃合を推進するものとする。

○ 改正災害救助法に基づく「救助実施市」による救助の実施

迅速な救助を実施するため、「救助実施市（※）」が実施主体となって同法に基づく救助活動を実施する。県は、救助に必要な物資の供給等が適切かつ円滑に行われるよう、救助実施市と関係者との連絡調整を行う。

※北九州市及び福岡市は、平成31年4月に救助実施市の指定を受けている。

(2) 「福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）」

○ 住民の避難行動を支援する防災情報の提供

市町村は、避難勧告等に対応する5段階の警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応した避難行動がわかるように伝達するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

○ 洪水予報河川等にかかる避難勧告等の発令基準の設定

市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等（※）については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。

※洪水予報河川等…洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）を定め
その水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川

○ 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

浸水想定区域や土砂災害警戒区域に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

(3) 「福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）」

○ 「南海トラフ地震臨時情報」への対応

県や関係市町村は、南海トラフ沿いの大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合に気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」に対し、一定期間の警戒体制、情報収集及び住民への情報発信などの対応をとるものとする。

(4) 「福岡県地域防災計画（事故対策編）」

○ 情報収集・連絡体制の明確化

県や防災関係機関は、自衛隊機や米軍機による航空災害発生時に、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達できるよう、情報連絡体制を明確にする。

(5) 「福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）」及び「原子力災害広域避難基本計画」

国計画、原子力災害対策指針改定等に伴う文言の修正等、記載の適正化を図るもの。

(6) 「福岡県備蓄基本計画」

市町村が備蓄する物資品目の例示に、「液体ミルク」を追加